

裁定の概要

本件審査申立てについて、次のとおり裁定する。

1 裁定の主文

本件審査申立てを棄却する。

2 審査庁の判断（要旨）

(1) 「市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議」の再議決について

ア 決議名中の「等」について

当該決議名中の「等」の文字が、どの範囲を指すのか明らかでなく、調査範囲がどこまでも広がってしまう恐れがあることから、抽象的に過ぎ無効、又は議会の調査権限を超えるとの主張であるが、「等」という文字が決議の題名中にあることの一事をもって、まったく共通理解がなされていないと認められるほど抽象的で条理上無効であるとは解されない。また、その調査内容から判断して議会の調査権限を超えるものと認めることもできない。

イ 調査事項（1）「市長個人の所有する農地の取り扱いに関して、市長の職員に対する言動及び強要の有無について」について

当該調査事項は、その文言中の「農地の取り扱い」及び「職員」がなにを指しているのか明らかでないことから、抽象的に過ぎ無効、又は議会の調査権限を超えるとの主張であるが、当該調査事項は、既に開催された議会における討論等や調査特別委員会における審議等から、調査対象については明らかになっていると認められるから、抽象的に過ぎ無効とは解されない。また、その調査内容から判断して議会の調査権限を超えるものと認めることもできない。

ウ 調査事項（2）「市長の農地法違反に関する事項」について

当該調査事項は、いつのどのような違反を指すのか明らかでないことから、抽象的に過ぎ無効、又は議会の調査権限を超えるとの主張であるが、当該調査事項についても、既に開催された議会における討論等や調査特別委員会における審議等から、調査対象については明らかになっていると認められるから、抽象的に過ぎ無効とは解されない。また、その調査内容から判断して議会の調査権限を超えるものと認めることもできない。

エ 調査事項（３）「水稻生産実施計画書等の提出に関する事項」について

当該調査事項中の「等」の文字が、どの範囲を指すのか明らかでないことから、抽象的に過ぎ無効、又は議会の調査権限を超えるとの主張であるが、「等」という文字が調査事項の文言中にあることの一事をもって、まったく共通理解がなされていないと認められるほど抽象的で条理上無効であるとは解されない。また、その調査内容から判断して議会の調査権限を超えるものと認めることもできない。

オ 調査事項（２）及び（３）について

当該調査事項は、市長個人の所有に係る農地の取扱いに関する事項であり、市の事務に関するものではないから違法であるなどとの主張であるが、調査事項（２）に関しては農業委員会の所掌事務に関するものであり、市の事務でないとは認められない。

調査事項（３）に関しても水稻生産実施計画書等の提出先の一つが市長であることが書類上明らかであるから市の事務でないと言うことはできない。

(2) 「市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査事項の追加に関する決議」の再議決について

ア 豊明市議会会議規則 15 条（一事不再議）違反について

当該決議がさきの「市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議」と同一の事件についてなされた議決であることから、違法であるとの主張であるが、さきの決議において調査の対象としなかった事実について新たに調査することを意思決定するものであり、議決の対象が異なるから、「一事」であるとは認められない。

イ 調査事項（４）「政務調査費の返還命令の取り扱いに関して、市長の職員に対する指示について」について

当該調査事項は、すでに議会において市長が答弁したことにより真相が明らかにされているから、調査の必要性がなく、議会の権限を超えているとの主張であるが、調査権発動の必要性の有無については議会の広範囲の裁量権が認められるところ、現に議会において調査の必要性を認めているのであるから、議会が裁量権を逸脱しているとは認められない。

(3) 結論

審査申立人のいずれの主張も理由がないと認められる。

裁 定 書

25市第717号

審査申立人

豊明市新田町子持松1番地1

豊明市長 石川 英明 様

上記審査申立人から、地方自治法（以下「法」という。）176条5項の規定に基づき、平成25年5月15日付けで提起のあった「市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議」及び「市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査事項の追加に関する決議」に対する再議の議決に関する審査申立てについて、次のとおり裁定する。

主 文

本件審査申立てを棄却する。

理 由

1 事案の概要

本件審査申立ては、豊明市議会（以下「市議会」という。）が平成25年4月26日になした「決議案第1号 市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議」（甲1号証。以下「第1号決議」という。）及び「決議案第2号 市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査事項の追加に関する決議」（甲2号証。以下「第2号決議」という。）に係る再議決の取消しを求めるものであり、その主な事実関係は、当事者の主張のほか、当庁に顕著な事実を含め、以下のとおりである。

平成24年10月26日開催の平成24年10月緊急議会（以下「緊急議会」という。）において、3名の議員から、「市長の責務についてどのように認識をされているのか」、「市長の相続税納税猶予について」及び「市職員の安全と健康が確保される職場環境について」の質問がなされ、石川英明豊明市長（以下「市長」という。）答弁等の後、「決議案第3号 市長の職権濫用問題及び農地法違反の調査に関する決議」が提出され、討論の後、賛成多数で原案どおりの議決（以下「第1次原議決」という。）がなされた。

平成24年11月22日、市長は第1次原議決が議会の権限を超え、かつ法令に違反することを理由に、市議会議長に対して法176条4項に基づく再議の請求を行った。

市議会は、平成24年12月定例会議会の開会日である同年11月30日に、原議決のとおり議決（以下「第1次再議決」という。）を行い、同年12月

4日、これを市長に通知した。

市長は、第1次再議決は、なお議会の権限を超え、かつ法令に違反するとして、同月6日、法176条5項に基づき、当庁に裁定を求めて審査申立てをした。

平成25年1月30日、当庁は、調査経費が具体的に定められておらず、法100条11項に違反しているとして第1次再議決を取消す裁定（以下「第1次裁定」という。）を行った。

同年2月26日、市議会は第1号決議を議決した。当該決議は、取消された第1次再議決の調査事項のうち、「市長の職権濫用問題に関する事項」を「市長個人の所有する農地の取り扱いに関して、市長の職員に対する言動及び強要の有無について」と改め、「市長の農地法違反等に関する事項」を「市長の農地法違反に関する事項」と改めるとともに、「水稻生産実施計画書等の提出に関する事項」を調査事項として加え、第1次裁定で第1次再議決取消しの理由とされた調査経費について、「平成24年度においては50万円とする。」と金額を明示したものであった。

同年3月6日、市議会は第1号決議で設置された「市長の職権濫用問題及び農地法違反等調査特別委員会」における調査事項を追加する第2号決議を議決した。追加された調査事項は「政務調査費の返還命令の取り扱いに関して、市長の職員に対する指示について」であった。

同月22日、市議会は平成25年度における上記の調査特別委員会の調査に要する経費を200万円以内とする、「市長の職権濫用問題及び農地法違反等に対する調査経費に関する決議」を議決した（乙16号証）。

同年4月24日、市長は、第1号決議及び第2号決議について、議会の権限を超え、法令及び会議規則に違反するとして、市議会議長に対して法176条4項に基づく再議の請求を行った（乙15号証）。

同月26日、市議会は、第1号決議についてさきの議決のとおり議決（以下「第1号再議決」という。）を行うとともに、第2号決議についてもさきのとおりの議決（以下「第2号再議決」という。）を行い、同日、これを市長に通知した（甲3号証）。

同年5月15日、市長は、第1号再議決及び第2号再議決は、なお議会の権限を超え、かつ法令又は会議規則に違反するとして、法176条5項に基づき、当庁に裁定を求めて審査申立てをした。

2 当事者の主張

(1) 第1号再議決について

ア 決議名中の「等」について

(ア) 審査申立人の主張

第1号再議決の原議決である第1号決議がなされた議会本会議（以下「2月26日本会議」という。）において、質疑及び委員会付託が省略され、一部の議員が「『等』では、どこまでも調査の範囲が広がってしまう」と反対討論したもののそのまま採決、議決されており、第1号再議決に係る決議名「市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議」中にある「等」がどの範囲までを指すのか不明瞭であるから、抽象的に過ぎ無効、又は議会の調査権限を超えるものであり、法100条1項に基づく議会の調査権限は及ばない。

(イ) 市議会の主張

「等」がどの範囲までを指すのか不明瞭であるから、抽象的に過ぎ無効、又は議会の調査権限を超えるものであり、法100条1項に基づく議会の調査権限は及ばないとする主張については、争う。

決議の名称は他の決議と区別し、概ねの内容がわかればよいものであり、調査内容を完全に反映するものである必要性はない。

また、第1号決議については、その決議案の提出、採決に先立って開催された会派会議において、第1次再議決は取消されたものの、まだ調査する必要があること、調査事項を限定していることなどが議案提出者から説明がなされており、際限なく調査権が及ぶものではなく、審査申立人の主張は誤りである。

イ 調査事項（1）「市長個人の所有する農地の取り扱いに関して、市長の職員に対する言動及び強要の有無について」について

(ア) 審査申立人の主張

2月26日本会議において、質疑が省略され、一部の議員が「『農地の取り扱い』とはどういう意味かわからない」、「『職員』が特定されていない」と反対討論したもののそのまま採決、議決されており、調査事項（1）の「農地の取り扱い」がどの農地のどのような取り扱いを指すのか、また、「職員」が誰を指すのかについて不明瞭であるから、抽象的に過ぎ無効、又は議会の調査権限を超えるものであり、法100条1項に基づく議会の調査権限は及ばない。

(イ) 市議会の主張

「農地の取り扱い」がどの農地のどのような取り扱いを指すのか、また、「職員」が誰を指すのかについて不明瞭であるから、抽象的に過ぎ無効、又は議会の調査権限を超えるものであり、法100条1項に基づく議会の調査権限は及ばないとする主張については、争う。

調査事項（1）は、緊急議会において、質問、市長答弁がなされた、

市長の所有する農地に関する事項であり、また、第1次再議決をさらに具体化したものであることから、どの農地に関する事か、また、どの職員に関する事かは明らかであるから、審査申立人の主張は誤りである。

ウ 調査事項（2）「市長の農地法違反に関する事項」について

(ア) 審査申立人の主張

2月26日本会議において、質疑が省略され、一部の議員が「『農地法違反』はいつのどのようなことを指すのか」と反対討論したもののそのまま採決、議決されており、調査事項（2）は、いつのどのような違反を指すのか不明瞭であるから、抽象的に過ぎ無効、又は議会の調査権限を超えるものであり、法100条1項に基づく議会の調査権限は及ばない。

(イ) 市議会の主張

いつのどのような違反を指すのか不明瞭であるから、抽象的に過ぎ無効、又は議会の調査権限を超えるものであり、法100条1項に基づく議会の調査権限は及ばないとする主張については、争う。

調査事項（2）は、緊急議会において、質問、市長答弁がなされた市長自らの農地法3条違反に関する事であり、この農地法違反に関連して農業委員会の一連の事務を調査し、市長の関係者への強要の有無を明らかにし、職員の労働安全衛生について調査するものであること、さらに農業委員会として、このような農地法違反についての再発防止策の検討に資するものであるから、審査申立人の主張は誤りである。

エ 調査事項（3）「水稻生産実施計画書等の提出に関する事項」について

(ア) 審査申立人の主張

2月26日本会議において、質疑が省略され、一部の議員が「『等』は何を指すのか」と反対討論したもののそのまま採決、議決されており、調査事項（3）の「等」がどの範囲までを指すのか不明瞭であるから、抽象的に過ぎ無効、又は議会の調査権限を超えるものであり、法100条1項に基づく議会の調査権限は及ばない。

(イ) 市議会の主張

「等」がどの範囲までを指すのか不明瞭であるから、抽象的に過ぎ無効、又は議会の調査権限を超えるものであり、法100条1項に基づく議会の調査権限は及ばないとする主張については、争う。

「水稻生産実施計画書等」とは、「水稻生産実施計画書（兼助成金申請書）兼水稻共済細目書異動申告票兼戸別所得補償制度の交付金にか

かる作付面積確認依頼書」という様々な書類を兼ねた書類であるため「等」と表記しているものであるから、審査申立人の主張は誤りである。

オ 調査事項（２）及び（３）について

(ア) 審査申立人の主張

調査事項（２）及び（３）は、市長個人の所有に係る農地の取扱いに関する事項であり、豊明市の事務に関するものではなく、法１００条１項の規定を逸脱する事項を調査対象としているから違法である。

(イ) 市議会の主張

市長個人の所有に係る農地の取扱いに関する事項であり、豊明市の事務に関するものではなく、法１００条１項の規定を逸脱する事項を調査対象としているから違法であるとする主張については、争う。

市長個人の所有に係る農地の取扱いに関する事項であっても、その事務処理過程において、担当責任者を市長室に呼んで、指示などした可能性があり、職権濫用のみならず、職員の労働安全衛生に影響する可能性のある事項であり、また、農地法違反に関しては農業委員会が違反事実を把握した状況やそれ以降の農業委員会の対応について、水稻生産実施計画書等に関しては提出書類の処理、未提出者への対応など、市の事務に関することであるから、審査申立人の主張は誤りである。

(2) 第２号再議決について

ア 豊明市議会会議規則１５条違反について

(ア) 審査申立人の主張

豊明市議会会議規則（以下「規則」という。）１５条において、「議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。」と定めているところ、第２号決議は第１号決議と同一の事件について再び提出したものであるから、規則に違反しており、法１００条１項に基づく議会の調査権限は及ばない。

(イ) 市議会の主張

第２号決議は第１号決議と同一の事件について再び提出したものであるから、規則に違反しており、法１００条１項に基づく議会の調査権限は及ばないとする主張については、争う。

第２号議案については、平成２５年２月２８日の本会議における質疑によって新たに調査する必要性が生じたため、調査事項を追加したものであって、一事不再議には当たらないから、審査申立人の主張は誤りである。

イ 調査事項（４）について

(ア) 審査申立人の主張

法１００条１項に基づく調査権限は、真相究明をするという目的達成に必要な範囲に限られるのであり、第２号決議で追加された調査事項（４）については、平成２５年２月２８日に開催された本会議における伊藤清議員の一般質問に対する答弁で事実関係が判明しているから、法１００条１項に基づく調査権限を発動する余地はない。従って、調査事項（４）を調査事項に加えることは、議会の調査権限を超えるものである。

(イ) 市議会の主張

本会議における答弁によって事実関係が判明しており、法１００条１項に基づく調査権限を発動する余地はなく、調査事項（４）を調査事項に加えることは、議会の調査権限を超えるものであるとする主張については、争う。

議会としては、政務調査費の返還命令に対して、不服申し立てという手続きではなく要望書の提出という手法で納期限の延期を申し入れた議員を前にして、担当幹部職員等をその場に呼んで調べさせた行為は職権濫用に該当すると考えている。

従って、調査事項（４）を調査究明することは議会の適正な監視機能を発揮することであるから、審査申立人の主張は誤りである。

(3) 審査申立人の反論について

ア 第１号決議の名称中の「等」及び各調査事項について

第１号決議は、第１次原議決と異なり、議決前に一切関連質問等がなされておらず、会派会議においても共通認識がなされていると認められない。

また、市議会の弁明書提出のために開かれた平成２５年６月６日の会議における討論の状況からも、第１号決議にあたって議員の間で全く共通理解がなされておらず、条理上無効である。

イ 第１号決議の名称中の「等」について

第１号決議の名称中の「等」が水稻生産実施計画書等の提出に関する調査を意味するものだとすれば、最初から「等」とせずに調査事項に「水稻生産実施計画書等の提出に関する調査」を加えておけば足りるのに、「等」とすることによって調査事項の範囲を特定せず、調査対象を際限なく広げており、議会の調査権限を超える。

ウ 第１号決議の調査事項（１）及び調査事項（２）について

第１号決議の議決に際しては、当該決議と緊急議会での質問及び答弁

とを関連付ける手続きがなされていないから、調査事項（１）の「農地」や「職員」、調査事項（２）の「農地法違反」が特定されているとは認められない。

エ 第１号決議の調査事項（１）について

緊急議会における第１次原議決に係る第１次再議決は、第１次裁定で取消され、白紙になっているから、緊急議会における議決の調査事項をもとに調査事項（１）の特定をすることは認められない。

仮に緊急議会における議決をもとに、調査事項を特定するのであれば、議員間で共通理解を促す手続きが必要にもかかわらず、その手続きはとられていないから、特定は認められず、調査事項（１）は抽象的に過ぎ、無効である。

オ 第１号決議の調査事項（２）及び調査事項（３）について

第１号決議は、第１次原議決と異なり、議決前に一切関連質問等がなされておらず、会派会議においても共通認識がなされていると認められないから、調査事項（２）及び調査事項（３）について、職員の労働安全衛生についての調査、あるいは農業委員会としての方策のあり方検討のための調査事項と解することはできず、市長個人所有に係る農地の取扱いに関するものとして、市の事務に関するものではないから、議会の調査権限を超える。

カ 第１号決議の調査事項（３）について

調査事項（３）の「水稻生産実施計画書等」という記載は、一枚の様式が「水稻生産実施計画書（兼助成金申請書）兼水稻共済細目書異動申告票兼戸別所得補償制度の交付金にかかる作付面積確認依頼書」というように様々な書類を兼ねているためであるとの説明がされたのは、第１号決議がなされた２日後の議会のことであるから、第１号決議時点では特定がなされていない。

キ 第２号決議について

第１号決議の提出時点において、同議案提出者は調査事項（４）の対象事実を認識しており、事情変更があったわけではないから、規則１５条に違反している。

ク 第２号決議の調査事項（４）について

調査事項（４）が対象とする市長の行為は、法令に則った手続きを進めるに当たって、例外規定の有無を担当幹部職員等に確認したに過ぎないから、市の事務として当然のことであり、議会も弁明書の中で職権濫用に係る行為がなかったことを自ら認めており、これを調査事項に加えることは議会の権限を超えるものである。

3 審査庁の判断

(1) 第1号再議決について

ア 決議名中の「等」について

審査申立人は、第1号再議決の題名中の「等」の文字が、どの範囲を指すのか明らかでなく、調査範囲がどこまでも広がってしまう恐れがあることから、抽象的に過ぎ無効、又は議会の調査権限を超えるとして、第1号再議決が法100条1項に違反しているなどと主張する。

しかし、「等」という文字は、通常、それに先行する文言に類似する事柄を指すものであるから、一定程度の範囲内の事柄を指すものと考えられ、「等」という文字が決議の題名中にあることの一事をもって、まったく共通理解がなされていないと認められるほど抽象的で条理上無効であるとは解されない。また、その調査事項の内容から判断して議会の調査権限を超えるものと認めることもできない。

従って、審査申立人の主張に理由はない。

イ 調査事項(1)「市長個人の所有する農地の取り扱いに関して、市長の職員に対する言動及び強要の有無について」について

審査申立人は、第1号再議決の調査事項(1)について、その文言中の「農地の取り扱い」及び「職員」がなにを指しているのか明らかでないことから、抽象的に過ぎ無効、又は議会の調査権限を超えるとして、第1号再議決が法100条1項に違反しているなどと主張する。

しかし、調査事項(1)は、先に第1次裁定によって取り消された第1次再議決を前提とするものと認められ、第1次再議決に至る議会における討論等や、設置根拠を失ったものの、現に開催された調査特別委員会における審議等から、調査対象については明らかになっていると認められるから、抽象的に過ぎ無効とは解されない。また、その調査事項の内容から判断して議会の調査権限を超えるものと認めることはできない。

従って、審査申立人の主張に理由はない。

ウ 調査事項(2)「市長の農地法違反に関する事項」について

審査申立人は、第1号再議決の調査事項(2)について、いつのどのような違反を指すのか明らかでないことから、抽象的に過ぎ無効、又は議会の調査権限を超えるとして、第1号再議決が法100条1項に違反しているなどと主張する。

しかし、調査事項(2)についても、先に第1次裁定によって取り消された第1次再議決を前提とするものと認められ、第1次再議決に至る議会における討論等や、設置根拠を失ったものの、現に開催された調査特別委

員会における審議等から、調査対象については明らかになっていると認められるから、抽象的に過ぎ無効とは解されない。また、その調査事項の内容から判断して議会の調査権限を超えるものと認めることはできない。

従って、審査申立人の主張に理由はない。

- エ 調査事項（３）「水稻生産実施計画書等の提出に関する事項」について
審査申立人は、第１号再議決の調査事項（３）について、その文言中の「等」がどの範囲までを指すのか明らかでないことから、抽象的に過ぎ無効、又は議会の調査権限を超えるなどとして、第１号再議決が法１００条１項に違反していると主張する。

しかし、アと同様に、「等」という文字は、通常、それに先行する文言に類似する事柄を指すものであるから、一定程度の範囲内の事柄を指すものと考えられる。また、「水稻生産実施計画書等」とは、「水稻生産実施計画書（兼助成金申請書）兼水稻共済細目書異動申告票兼戸別所得補償制度の交付金にかかる作付面積確認依頼書」という様々な書類を兼ねた書類であるため「等」と表記しているものであると認められ、この認定は議会において明示的に説明がなされたか否かによって左右されることではない。従って、「等」という文字が調査事項の文言中にあることの一事をもって、まったく共通理解がなされていないと認められるほど抽象的で条理上無効であるとは解されない。なお、その調査事項の内容から判断して議会の調査権限を超えるものと認めることもできない。

従って、審査申立人の主張に理由はない。

- オ 調査事項（２）及び（３）について

審査申立人は、第１号再議決の調査事項（２）及び（３）が市長個人の所有に係る農地の取扱いに関する事項であり、法１００条１項に基づき調査することができる市の事務に関するものではないから違法であるなどと主張する。

しかしながら、調査事項（２）に関しては、第１次裁定において、市の事務でないと言えないと判断していること、農業委員会の所掌事務に関するものであり、市の事務に関することであると認められることから、審査申立人の主張に理由はない。

また、調査事項（３）に関しても、水稻生産実施計画書等の提出先の一つが市長であることが書類上明らかである（乙８号証）から、市の事務でないと言うことはできず、この点でも審査申立人の主張に理由はない。

- (2) 第２号再議決について

- ア 規則１５条違反について

規則１５条は、いわゆる一事不再議という会議原則を定めたものである

が、審査申立人は、第2号決議が第1号決議と同一の事件についてなされた議決であることから、一事不再議の原則に抵触し、違法であると主張する。

一事不再議の原則は、議会が一度議決した案件と同一案件については同一会期中審議しないことを言い、議会意思の安定と審議経済の観点から認められるものとされている。この原則に触れるか否かについては、「一事」に関するものであるか否か、また、仮に一事に関するものだとしても、事情が変更したなど、この原則の例外となる事情が存在するか否か、を検討する必要があると解される。

これを本件について検討すると、第2号決議は第1号決議と市長の職権濫用問題に関する調査という点で共通する部分があると考えられるものの、第1号決議においては調査の対象としなかった事実について新たに調査することを意思決定するものであり、議決の対象が異なるから、「一事」であるとは認められない。

従って、この点においても審査申立人の主張に理由はない。

イ 調査事項（4）「政務調査費の返還命令の取り扱いに関して、市長の職員に対する指示について」について

審査申立人は、法100条1項に基づく調査権限は、真相究明をするという目的達成に必要な範囲に限られると主張し、すでに議会において市長が答弁したことにより真相が明らかにされているから、調査の必要性がなく、法100条1項に基づく調査を行うことは議会の権限を超えている、などと主張する。

しかしながら、法100条1項に基づく調査権発動の必要性の有無については議会の広範囲の裁量権が認められるところ、現に議会において調査の必要性を認めているのであるから、審査申立人が主張する事由のみでは、議会が裁量権を逸脱しているとは認められない。

従って、審査申立人の主張に理由はない。

4 結論

以上のとおり、審査申立人のいずれの主張も理由がないと認められる。よって、法176条6項の規定に基づき、主文のとおり裁定する。

平成25年7月23日

愛知県知事 大村 秀章